

ガバメント価格適用対象リスト

本リストは2010年4月6日以降の適用となります。

		適用対象となりうる機関	備考
G-1	中央省庁	内閣官房、内閣法制局、人事院、 内閣府(宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁) 総務省(公害等調整委員会、消防庁) 法務省(公安調査庁) 外務省 財務省(国税庁) 文部科学省(文化庁) 厚生労働省(中央労働委員会、社会保険庁) 農林水産省(林野庁、水産庁) 経済産業省(資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁) 国土交通省(船員労働委員会、気象庁、海上保安庁、海難審判庁) 環境省 防衛省 会計検査院 国立(こくりつ)と名のつく全ての機関 ※アカデミック価格適用対象の場合はアカデミック優先	中央省庁の配下にある各局の単独名義でも適用可能といたします。 ※社会保険庁は、G-12に移行していく予定です。
G-2	都道府県庁	東京都庁(出先機関の場合も、都庁の名義で契約し、部署名を明確に記載してください) 北海道庁(出先機関の場合も、道庁の名義で契約し、部署名を明確に記載してください) 大阪府庁、京都府庁(出先機関の場合も、各府庁の名義で契約し、部署名を明確に記載してください) 各県庁(出先機関の場合も、各県庁の名義で契約し、部署名を明確に記載してください) 都立、道立、府立、県立と名のつく全ての機関 ※アカデミック価格適用対象の場合はアカデミック優先	必ず自治体名義で購入すること。役所(都庁、県庁等)名義で契約し、部署名に出先機関の名前を書いてください。 自治体名がない場合一般価格として扱います。 ～県〇〇局等の単独名義での契約もOKとします。 「立」が入らない場合は、自治体名義で申請ください。※下記の適用対象外の団体に含まれる場合は、都道府県立であった場合も適用対象外とさせていただきます。
G-3	市町村	各市役所(出先機関の場合も、各市役所の名義で契約し、部署名を明確に記載してください) 各町役場(出先機関の場合も、各町役場の名義で契約し、部署名を明確に記載してください) 各村役場(出先機関の場合も、各村役場の名義で契約し、部署名を明確に記載してください)	必ず自治体名義で購入すること。役所(市役所、町役場等)名義で契約し、部署名に出先機関の名前を書いてください。 自治体名がない場合一般価格として扱います。 ～市〇〇局等の単独名義での契約もOKとします。
G-4	公立の施設	市立、町立、村立、公立と名のつく全ての機関 ※アカデミック価格適用対象の場合はアカデミック優先	「立」が入らない場合は、自治体名義で申請ください。※下記の適用対象外の団体に含まれる場合は、都道府県立であった場合も適用対象外とさせていただきます。
	地方共同法人	日本下水道事業団 地方公務員災害補償基金 地方競馬全国協会 地方公共団体金融機構	掲載以外の機関でも、地方共同法人ならばガバメント価格適用OKとします。
	公営企業	水道企業団など	
G-5	東京23区	【特別区】 地方自治法で定められた、東京23区(出先機関の場合は各区役所名義で契約し、部署名を明確に記載してください) 区立と名のつく全ての機関 ※アカデミック価格適用対象の場合はアカデミック優先	必ず区役所名義で契約し、部署名に出先機関の名前を書いてください。 自治体名がない場合一般価格として扱います。 ～区〇〇局等の単独名義での契約もOKとします。 「立」が入らない場合は、自治体名義で申請ください。※下記の適用対象外の団体に含まれる場合は、都道府県立であった場合も適用対象外とさせていただきます。
G-6	地方公共団体の組合	【地方公共団体の組合】 一部事務組合 広域事務組合 広域行政組合 広域連合 全部事務組合 役場事務組合	事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合、市町村区合併協議会での契約の場合、組合の解消、合併の見送り、もしくは一部のみの合併実施などが発生してもライセンスの分割譲渡等には応じないものとします。
G-7	合併協議会	市町村合併を前提とした合併協議会名義での契約 ※合併されなかった場合、もしくはその中の一部のみで合併が実施された場合、ライセンスの分割譲渡等には応じないものとします。	
G-8	独立行政法人	独立行政法人として存在している全ての団体	※大学はアカデミック価格適用対象となります。
G-9	国会	衆議院 参議院	
G-10	裁判所	裁判所	最高裁判所、下級裁判所、いずれも可能です。
G-11	消防組織	地方公共団体が設置した消防組織(消防署、消防組合、消防本部など)	
G-12	全国健康保険協会 日本年金機構	本部および各都道府県支部 本部、地方ブロック本部、および年金事務所	※2010年より

【参照】適用対象外の団体・機関

	適用対象外の機関
右記各法人	財団法人 社団法人 社会福祉法人 公益法人 宗教法人 医療法人 特定非営利活動法人 中間法人
特別地方公共団体(一部)	財産区 地方開発事業団 地方公共団体以外の組合(農業協同組合、労働組合、職員組合、医療組合など) 相互会社 政党 株式会社、有限会社、合資会社 旧・郵政公社配下の組織は一般価格になりました。